

# 農山漁村振興交付金実施要綱

制定  
27農振第2325号  
平成28年4月1日  
農林水産事務次官依命通知

改正 平成29年3月31日付け28農振第2283号  
最終改正 平成30年2月1日付け29農振第1766号

## 第1 目的及び趣旨

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されている。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっている。

また、「農泊」の推進を通じて、増大するインバウンド需要を呼び込み農山漁村の所得の向上を図ることが特に重要となっている。

このような課題を踏まえ、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付する。

## 第2 農山漁村振興交付金の対象

### 1 交付対象事業

(1) 振興交付金は、(2)に掲げる交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

(2) 交付対象事業は、次に掲げるものとし、その具体的な内容については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによるものとする。

- ① 都市農村共生・対流及び地域活性化対策
- ② 山村活性化対策
- ③ 農山漁村活性化整備対策
- ④ 農泊推進対策
- ⑤ 農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業

## 2 事業実施主体及び要件

### (1) 事業実施主体

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施する者(以下「事業実施主体」という。)は、都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業団体等であって、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

### (2) 要件

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施するに当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

## 3 事業実施期間

振興交付金を交付する期間は、第3の農山漁村振興推進計画ごとに、振興交付金を受けて、1の(2)に掲げる交付対象事業に着手する日の属する年度の4月1日から起算して5年以内とし、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

## 第3 農山漁村振興推進計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、農山漁村振興推進計画(以下「振興推進計画」という。)を策定し、国に提出するものとする。ただし、第2の1の(2)の②の事業を実施するに当たっては、市町村が山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定による山村振興計画を策定するものとし、当該山村振興計画を振興推進計画とみなす。また、第2の1の(2)の③の事業を実施するに当たっては、都道府県又は市町村が農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項の規定による活性化計画を策定するものとし、当該活性化計画を推進振興計画とみなす。

## 第4 事業実施計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、第2の1の(2)の①、②、④及び⑤の事業にあつては事業実施主体が、第2の1の(2)の③の事業にあつては都道府県又は市町村が、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画及び年度別事業実施計画を策定し、国に提出するものとする。

## 第5 助成

国は、第3の振興推進計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長が別に定めるところにより、第2の1の(2)の①、②、④及び⑤の事業にあつては事業実施主体に、第2の1の(2)の③の事業にあつては都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内で振興交付金を交付するものとする。

## 第6 事業実施結果の評価

- 1 第2の1の(2)の①、②、④及び⑤の事業の事業実施主体(第2の1の(2)の③の事業にあつては都道府県又は市町村、以下「事業実施主体等」という。)は、農村振興局長が別に定めるところにより、交付対象事業の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するものとする。
- 2 事業実施主体等は、1により公表した評価について、農村振興局長が別に定めるところにより、国に報告しなければならない。

## 第7 推進指導等

- 1 国は、振興交付金の実施について、推進体制の整備、助言及び指導の実施等に努めるものとする。
- 2 国は、振興交付金の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

## 第8 関連事業等との連携

- 1 国は、振興交付金の事業を円滑に推進するため、関係省庁相互間及び地方自治体等との連携に努めるものとする。
- 2 国は、都道府県との連携強化を図るため、事業実施主体が所在する都道府県に対し、振興推進計画等に係る情報を提供するものとする。

## 第9 委任

振興交付金の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
  - (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱(平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知)
  - (2) 農村集落活性化支援事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第1905号農林水産事務次官依命通知)
  - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)
- 3 2に掲げる通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。